

平成 30 年 12 月

奈良市職員の退職管理に関する条例 4 条第 2 項の規定に基づく再就職状況の公表

奈良市では、地方公務員法に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から「奈良市職員の退職管理に関する条例」を施行し、適正な退職管理に取り組んでいます。

条例では、課長級ポスト以上の管理職員の経験がある元職員は、離職後 2 年間に、民間企業、公益的法人等に再就職した場合には、再就職先の名称や地位等を届け出ることとし、届出を受けた再就職情報については、毎年度、公表されます。

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までに届出を受けた再就職の状況は次のとおりです。

退職時の補職	氏名	退職日	再就職日（退職日）	再就職先の名称	再就職先における地位（退職時）
福祉部次長	長嶋 幸雄	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 (平成 30 年 7 月 31 日)	社会福祉法人 中川会	理事 (理事及び統括施設長)
健康医療部長	上野 満久	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日	医療法人新生会 高の原中央病院	医師
市民活動部長	澤野井 保	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日	社会福祉法人 史明会	社会福祉法人 史明会事務長